

2007年6月14日
(平成19年)

藤沢市教育委員会
委員長 平岡 法子 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

児童及び生徒の就学援助に関することに係る個人情報を本人以外
のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに
伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利
用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年6月5日付けで諮問（第260号）された児童及び生徒の就学援助に
関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のも
から収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に
利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下
「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収
集する必要性及び第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性
は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人通知を省略するこ
との合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するにあたり必要な個人情報を本
人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本
人通知を省略する合理的理由並びに目的外に利用する必要性及び目的外に利用す
ることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

就学援助については、憲法第26条、教育基本法第3条、第4条に定める教育の機会均等、義務教育無償の精神により、直接的には市町村の援助をうたった学校教育法第25条、第40条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律がある。

就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と、市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているもので政令により市町村教育委員会が認める者とされ、「藤沢市要保護準要保護児童生徒就学援助費要綱」に基づき認定する準要保護者の二区分に分けられる。

就学援助の認定をするためには、申請者全員の生活保護受給者か否かの確認が必要となる。申請者を特定することが困難なため生活保護受給者台帳での照合による確認をしたいので、本件について条例第10条及び第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

ア 生活保護受給者情報について

(ア) 4月1日現在の生活保護受給者情報

年度当初に就学援助申請をした者については、申請者が生活保護受給者か否かの確認をし、7月中旬までに認定（否認）の決定をして通知する。

この確認のために必要な生活保護受給者の情報を保有しているのは、生活福祉課であり、学務課では誰が生活保護受給者であるかを把握できない。

このため申請の際に生活保護受給者か否かを調査することについての同意書を申請者全員から提出させて確認することや、申請者に生活保護受給証明書を添付させて事務処理をする方法が考えられる。しかしこれらの方法では、次の理由により7月中旬までに決定することができないことが想定される。

i 平成18年度の申請者は5,100件あり、年々申請者が増加していて今年度もさらに件数の増加が想定されること。

ii 申請者のすべての者に就学援助制度が十分理解されていない状況があり該当者全員から証明書や同意書を提出してもらうことが不可能であることから、7月中旬までに決定ができなくなること。

(イ) 4月2日以降の生活保護受給者情報

生活保護受給者に係る住所等の変更の情報、生活保護開始日及び生活保護廃止日についての情報も、就学援助の事務を執行する上で必要となる。

しかし該当者全員が、これらの情報を教育委員会に必ず提出するという

状況ではない。

- (ウ) こうしたことから同情報を保有している生活福祉課から4月1日現在の生活保護受給者の個人情報と、4月2日から翌年3月31日までの生活保護受給者の個人情報を収集し利用することにより合理的かつ正確な情報を得ることができる。今後もこのような事務処理をするため、個人情報を本人以外のものから収集し目的外利用するものである。

イ 生活福祉課からの生活保護受給者の調査内容について

- (ア) 4月1日現在の生活保護受給者台帳

基準日 毎年4月1日

把握項目 ①学校名 ②学年 ③児童・生徒氏名
④世帯主氏名 ⑤住所

- (イ) 4月2日以降の生活保護連絡票

基準日 毎年4月2日から翌年3月31日まで

把握項目 ①学校名 ②学年 ③児童・生徒氏名
④世帯主氏名 ⑤住所（新旧）
⑥生活保護開始日 ⑦生活保護廃止日

- (3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に利用する個人情報は、就学援助の認定業務に当たり、生活保護受給者であるか否かを確認するために用いるものであるが、通知すべき相手が多数であること、限られた期間内に認定業務を行わなくてはならず、本人に通知をすることは本来業務である認定業務処理の効率性が損なわれることから個別の通知は省略するものである。

今後、広報（6月25日号）に掲載し事前周知を図るほか、年度当初の就学援助の案内や認定（否認定）の通知、就学援助費の振込の通知の中でも知らせる予定である。

- (4) 安全対策について

引き渡しを受けた紙ベースについては、次のとおり個人情報の管理に努める。

ア その職務に当たる担当職員のみが利用する。

イ 引き渡された目的以外の利用はしない。

ウ 責任者を定め、紛失等の事故が生じないよう鍵のかかる場所に保管する。

エ 文書取扱保存期間（財務関係）の5年経過後は、溶解処分とする。

- (5) 実施時期

平成19年6月25日（広報掲載日以降）

- (6) 提出資料

ア 藤沢市要保護準要保護児童生徒就学援助費要綱

- イ 就学援助の根拠となる関係法
- ウ 個人情報取扱事務届出書
- エ 広報原稿

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)ないし(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

ア 4月1日現在の生活保護受給者情報

年度当初に就学援助申請をした者については、申請者が生活保護受給者か否かの確認をし、7月中旬までに認定（否認定）の決定をして通知する。

この確認のために必要な生活保護受給者の情報を保有しているのは、生活福祉課であり、学務課では誰が生活保護受給者であるかを把握できない。

このため申請の際に生活保護受給者か否かを調査することについての同意書を申請者全員から提出させて確認することや、申請者に生活保護受給証明書を添付させて事務処理をする方法が考えられる。しかしこれらの方法では、次の理由により7月中旬までに決定することができないことが想定される。

- (ア) 平成18年度の申請者は5,100件あり、年々申請者が増加していて今年度もさらに件数の増加が想定されること。
- (イ) 申請者のすべての者に就学援助制度が十分理解されていない状況があり該当者全員から証明書や同意書を提出してもらうことが不可能であることから、7月中旬までに決定ができなくなること。

イ 4月2日以降の生活保護受給者情報

生活保護受給者に係る住所等の変更の情報、生活保護開始日及び生活保護廃止日についての情報も、就学援助の事務を執行する上で必要となる。

しかし該当者全員が、これらの情報を教育委員会に必ず提出するという状況ではない。

ウ こうしたことから同情報を保有している生活福祉課から4月1日現在の生活保護受給者の個人情報と、4月2日から翌年3月31日までの生活保護受給者の個人情報を収集し利用することにより合理的かつ正確な情報を得ることができる。今後もこのような事務処理をするため、個人情報を本人以外のものから収集し目的外利用するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

ただし、本人以外から収集し及び目的外に利用する個人情報は実際に申請

をした者の個人情報に限ること、来年度以降は申請の際に同意を取って対応すること並びに実施機関相互間で必要な個人情報だけを抽出できるようなシステムを可及的速やかに構築することを条件とするものである。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に利用する個人情報は、就学援助の認定業務に当たり、生活保護受給者であるか否かを確認するために用いるものであるが、通知すべき相手が多数であり、限られた期間内に認定業務を行わなくてはならない。

また、実施機関では、今後、広報（6月25日号）に掲載し事前周知を図るほか、年度当初の就学援助の案内や認定（否認定）の通知、就学援助費の振込の通知の中でも知らせることを予定しているとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上